

協力隊日誌

77



折笠編



協力隊の折笠です。すっかり冬の寒さが増してきて、コートを出そうか迷っている今日この頃です。この時期にもう雪を見られるのは、東北地方ならではだなと思います。

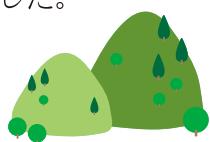
業務の一部をここで紹介します。



七倉神社登山で山岳会の方達と

チャレンジナーに参加しました！

15分以上の運動をするイベントがいくつもあって、私は村の山岳会主催の早朝の七倉神社登山と、スポーツ推進委員主催のボッチャ体験に参加しました。紅葉の登山は最高で、早朝でしたが山頂から見える雲海の素晴らしさと、登った後のコーヒーと甘い物は最高でした。ボッチャは初体験でしたが、老若男女問わず楽しめるスポーツなので、これから村で大会とか出来たら面白いなと思いました。スポーツを通した健康づくりと交流のきっかけづくり、まちの活性化への可能性を感じた一日でした。



持続可能な観光を考える研修会に参加しました！

GSTCという国際的な持続可能な観光の基準を制定・管理している機関公認の研修プログラムに参加してきました。座学に始まり、参加者同士の意見交換、ワークショップ、現地視察を経て、最後に持続可能な観光について各グループで具体的なツアーを考えてみたりしました。非常に濃い3日間で、自分の地域に当てはめて考える機会であったり、近くでもまだ足を延ばせていなかった伊勢堂岱遺跡にある縄文館や、阿仁マタギのお話が聞ける根子集落も見る事が出来て、とても有意義でした。村でも出来る持続可能な観光のプログラムを考える良い機会を頂けたので、今後に生かしていきたいと思います。



伊勢堂岱遺跡の縄文館で参加者たちと

スマホ・パソコンなんでも相談会

おかげさまで会を追うごとに参加者の方が増えてきて、嬉しい限りです。年内最後の相談会となります。

【次回日程】

- 日時 12月15日(水)
午前の部 午前10時～正午
午後の部 午後1時30分～3時30分
(初心者の方向け)
- 場所 コアニティー1Fホール

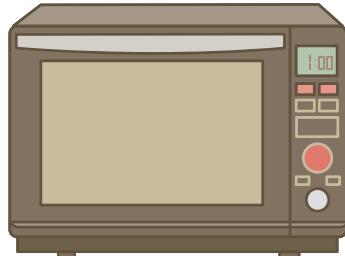




地域おこし

協力隊の中宮です。12月になりました。今年もいよいよ最後の一か月、ラストスパートです。

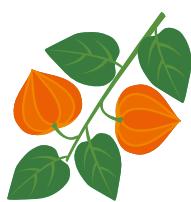
実は、今、探しているものがあります。それは「天火オーブン」。ガスコンロの上に乗せて使うオーブンで、40年以上前に、母が農協の共同購入という制度を使って購入したと記憶しています。色は赤「PEACE」というメーカーのものです。野外での活動やお菓子づくりに活用したいと思っています。譲っていただける方は協力隊 中宮まで、ご連絡をお待ちしております。



オーブンを探しています

「関係人口コーディネーター」として…

私は、「上小阿仁村のファンを増やすこと」を目標に活動しています。地域の皆さんと交流する中で見つけた上小阿仁村の魅力をフェイスブックで発信したり、上小阿仁のファンの方と村の皆さんをつなぐ活動をしています。上小阿仁の魅力を詰めたふるさと納税の返礼品も企画中です。また、食べることと料理が好きなので、保存食や伝統食のことを教わって、一緒に作らせてもらっています。今後は、米粉や豆乳、てんさい糖、こめ油と酒粕やみりんなど発酵食品をあわせたお菓子を村の皆さんと一緒に作る企画も考えています。



村の魅力を詰めました



だまこ鍋をつくりました



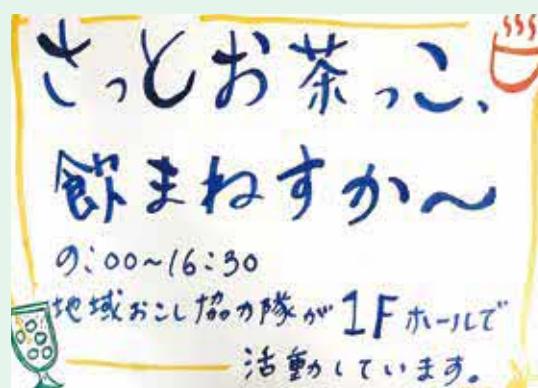
ほおずきとこはぜのタルト

さっとお茶っこ、飲まねすか

12月22日(水)午前9時から午後4時30分まで、協力隊がコアニティーで活動をします。寒くなつてきました。今年最後のお茶っこ、一緒に飲みましょう。

【次回日程】

- 日時 12月22日(水)
午前9時～午後4時30分
- 場所 コアニティー 1Fホール



健康推進班よりおしゃらせ

こあに電話 (77)30008
(66)30009

こあにカフェのお知らせ

どなたでも気軽に安心して立ち寄ることのできる集いの場所として、2ヶ月に1度こあにカフェを開催しています。

次回は年明け後、次のとおり開催しますので、ぜひおいでください。

日時

令和4年1月11日(火)

午後1時30分～3時

※時間内の出入り自由



会場

コアニアティ

・ゆつくりカフェタイム

・「なごみアートを体験しよう」

講師 パステルアート和アート

吉田 みどり先生(北秋田市)

参加費

100円

送迎
送迎
送迎が必要な方は健康推進班まで連絡をお願いします。

むし歯のない子を紹介します

11月15日(月)に実施した乳幼児健診の結果から、むし歯のない子を紹介します。

これからも丁寧な歯みがきを心がけましょう。

4歳



小林 夏菜さん
(小沢田)



萩野 健希くん
(小沢田)



カニンガム 晃くん
(小沢田)



武石 悠里くん
(羽立)



認知症サポートキャラバン
マスコット「ロバ隊長」

11月25日(木)、上小阿仁中学校2年生を対象に認知症という病気や、対応方法について学ぶ認知症サポート養成講座を実施しました。

核家族化が進み、高齢者とふれ合う機会が少ない若い世代の方も多くなっています。高齢化率が高い上小阿仁村であるからこそ、若い世代の方々に、認知症の方やそのご家族を温かく見守り、応援して欲しいという目的で、学校にご協力いただきながら、講座の実施が実現しました。講座をうけた中学生のみなさんからは、「学んだ事を活かして、認知症の方をサポートしたいです」等の感想が聞かれました。

今年から、認知症サポートの証がカードとなりました。接し方のポイントを記載しておりますので、困ったとき等、活用していただきたいと思います。

中学校で認知症サポート養成講座を実施しました

高齢者等への除排雪支援

村では、高齢者等の冬期間における生活の安全確保を図るため、雪下ろしや除排雪にかかる費用に対して「高齢者世帯等除雪費助成金」を支給します。

■対象となる世帯

- ①世帯全員が、満70歳以上の方の世帯
- ②満70歳以上の方と、心身に障害をもつ方(※1)のみの世帯
- ③心身に障害をもつ方(※1)のみの世帯
- ④世帯全員が高齢や身体上の理由などにより独力で除排雪が困難な世帯
- ⑤母子世帯 又は 父子世帯

(令和4年3月31日までに満18歳をむかえるまでの児童のみがいる世帯)

※1 身体障害者手帳、精神福祉保健手帳、療育手帳を所持している方

ただし、次の要件のいずれかに該当する世帯については助成の対象となりません。

「村税等を滞納している方がいる世帯」「他の公的制度から助成を受けることができる世帯」

■対象となる除雪費用

屋根の雪下ろし、玄関先などの除雪及び排雪に要した経費

■助成額

対象除雪費用の上限は12万円とし、助成額は3分の2で、

1世帯につき8万円まで。

※助成額は今年度より拡充しております。



■申請期間

令和4年3月31日まで

■申請方法

申請書へ必要事項を記入し、除排雪にかかった費用の領収書を添付して申請してください。

チラシへの掲載を希望した業者は以下の表のとおりです。

商号及び代表者名	電話番号	FAX番号	雪下ろし	排 雪
有限会社 村田建装 取締役 村田 勇蔵	77-2645 77-3629(夜間)	77-3795	○	○
鷹巣建設技能組合 (北秋田市)	住民福祉課へ連絡 77-2222	※雪止め 有りのみ		○

上記以外の業者・個人の方に依頼して除排雪をおこなった場合でも、助成することができます。

料金は、作業内容や雪の量などで変わりますので、事前に作業現場を見てもらい、料金を確認してから依頼してください。

※鷹巣建設技能組合へ依頼したい場合は除雪内容を下記問い合わせ先に連絡するか窓口にて依頼書を記入提出してください。

●申請・問い合わせ先

役場 住民福祉課 住民福祉班 ☎ 77-2222(こあに電話可)

除雪期間のご理解とご協力について

村では、降雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、適切な除雪作業を進めています。効率よく安全な除雪作業を実施するため原則として、下記のことについてご理解とご協力をいただきますようお願いします。

①路上駐車はやめましょう。

路上駐車部分の除雪ができずに、道幅がせまくなります。交通渋滞や事故の原因となるほか、除雪作業が遅れる原因となりますので絶対におやめください。

②深夜、早朝の作業にご理解願います。

除雪作業は交通量の少ない深夜から早朝にかけて行うため、除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をおかけしますが、快適で安全な通勤・通学路の確保のため、ご理解ください。

③道路に置いてあるものは撤去しましょう。

道路に置いてあるものは、除雪車が引っかけて周囲のものを壊してしまう原因にもなりますので、撤去しましょう。

④道路に雪を捨てないようにしましょう。

道路に雪を捨てられると、交通の支障となり事故の原因となる場合があり大変危険です。絶対に捨てないようにしましょう。

⑤自宅前は自分で除雪しましょう。

除雪車が通った後はどうしても雪が残ってしまいます。通勤や通学時間帯までに交通確保するため、沿道一軒一軒の出入口除雪や各家庭の時間帯に合わせた作業を行うことができます。また、お年寄り世帯等の除雪については、近隣でのご協力による除雪をお願いします。

※除雪時間帯について

降雪量によって除雪に要する時間が大きく変わる場合があります。毎日いつもと同じような時刻に除雪できるとは限りませんので、ご理解をお願いします。

雪捨て場所について

村では、雪捨て場所として下記の9箇所を借りております。

屋根の雪や敷地内の雪については、下記の雪捨て場所に運搬していただきますようお願いいたします。

道路除雪にて使用している下記以外の雪捨て場所に、村の除雪以外の雪が溜まりますと効率的な除雪を実施できません。

計画した時間内に除雪を完了させるため、住民の皆様のご協力をお願いいたします。

① 北秋田郡上小阿仁村大林字小田瀬	一級河川小阿仁川 左岸
② 北秋田郡上小阿仁村沖田面字水無	一級河川小阿仁川 右岸
③ 北秋田郡上小阿仁村五反沢字小阿信田	一級河川五反沢川 左岸
④ 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原	一級河川小阿仁川 左岸
⑤ 北秋田郡上小阿仁村仏社字杉ノ下	一級河川仏社川 左岸
⑥ 北秋田郡上小阿仁村仏社字小沢口	一級河川仏社川 右岸
⑦ 北秋田郡上小阿仁村仏社字羽立台	一級河川小阿仁川 右岸
⑧ 北秋田郡上小阿仁村堂川字中島川端	一級河川小阿仁川 左岸
⑨ 北秋田市鎌沢字地蔵岱	一級河川小阿仁川 右岸

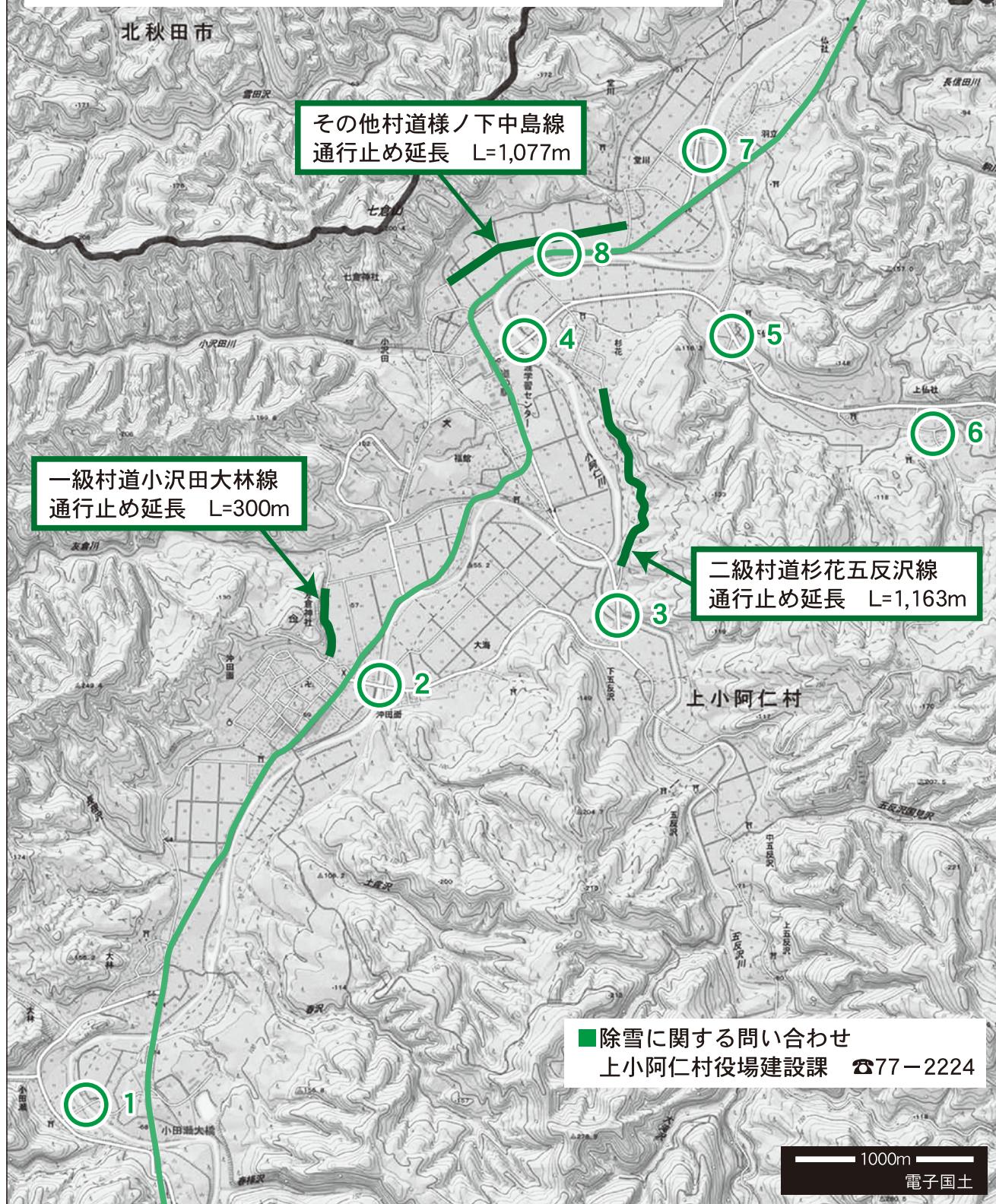
※位置については、左の位置図をご覧ください。

雪捨て場所及び冬期間通行止め位置図

○上小阿仁村冬期間通行止について

12月から4月までの間、下記3路線について通行止めを実施します。

通行止め開始と終了は降雪の状況により決定します。
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。



12月は「村税等徴収強化月間」です

～ 村税等の納め忘れはありませんか？～

村民の皆さんから納めていただいた村税等は、福祉や保健、教育、道路整備をはじめ、皆さんが安心して暮らせる環境づくりのために非常に大切な財源です。

多くの納税者の方は納期限内に納付されていますが、残念ながらさまざまな理由により滞納となっている方がいます。納期限内の自主納付にご協力ください。

村では、税負担の公平性確保のため、12月を「**村税等徴収強化月間**」として、村税等の滞納額の縮小と収納率の向上を目指した取り組みを行っています。

◆納期限が過ぎると滞納になります

納期限までに納付しないことを『**滞納**』といいます。滞納すると本来納めるべき税金等のほかに、納期限の翌日から完納した日までの期間に応じて高い利率の『**延滞金**』が課せられる場合があります。また、助成金・補助金などの行政サービスが制限されます。

納期限までに納めていない村税等がある方は、速やかに納付してください。

◆滞納を放置すると滞納処分の対象になります

納期限を過ぎても未納が続く滞納者に対して、文書による督促状や催告書の送付、電話による催告、戸別訪問などを行います。それでも納付されない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。財産調査や滞納処分を受けると、経済的な不利益や社会的信用を失うかもしれません。

◆コンビニエンスストアからも納付できます

村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅料、上下水道料、奨学金返還金については、コンビニエンスストアからも納付できます。（※納期限・納付期限を過ぎていない、バーコード付の納付書に限ります。）

納期限を過ぎた場合は、納付書を再発行いたします。各担当までご連絡ください。

◆納め忘れ防止には口座振替をお勧めします

お申し込みについても、お気軽にお問い合わせください。

◆納税が困難な場合は早めにご相談を

病気や失業など、やむを得ない事情で村税等を納期限までに納めることができない場合は、放置せず、早めにご相談ください。事情により分割納付に応じることもできます。

一人で悩まず、
一緒に滞納解消の方法を
考えましょう。



滞納処分等の流れ

納期限経過

- ・翌日から延滞金の加算開始



督促状発送

- ・納期限後20日以内に送付



納付催告（催告書）

- ・文書や電話、訪問などで滞納をお知らせします



財産調査

- ・勤務先、金融機関等に対して財産調査を行います（給与、預貯金等）



差押・検索

- ・財産調査で発見した財産を差押します
- ・滞納者の意思に関係なく強制的に検索します



公売・換価

- ・不動産や動産を公売により換価します



村税等に充当

- ・村税等、延滞金に充当します